

ヘルパーステーション果樹縁 サービス利用料金

お支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の 1 割又は 2 割の額です。

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)
身体介護Ⅰ	30 分未満の身体介護が必要とされる方	2,450	245	490
身体介護Ⅱ	30 分以上 1 時間未満の身体介護が必要とされる方	3,880	388	776
身体介護Ⅲ	1 時間以上 1 時間半未満の身体介護が必要とされる方	5,640	564	1,128

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)
生活援助Ⅱ	20 分以上 45 分未満の生活援助が必要とされる方	1,830	183	366
生活援助Ⅲ	45 分以上の生活援助が必要とされる方	2,250	225	450

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

サービス内容	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)
20 分以上	670	67	134
45 分以上	1,340	134	268
70 分以上	2,010	201	402

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2 人の訪問介護員でサービスを行う場合

(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
	1650円	2450円	3880円
生活援助	—	20分以上 45分未満	45分以上
	—	1830円	2250円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

●生活機能向上連携加算について

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を算定した場合に算定する。

生活機能向上連携加算（新規） ⇒ 100単位/月

●利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する評価の適正化

サービス付き高齢者向け住宅等の建物と同一建物に所在する事業所が、当該住宅等に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

同一建物に対する減算（新規） ⇒ 所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定

●集合住宅に居住する利用者に対する減算について

養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者数が1カ月あたり20人以上の場合

集合住宅に居住する利用者に対する減算 ⇒ 所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつまでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・事務所から片道40km未満 1,000円
- ・事務所から片道40km以上60km未満 1,500円
- ・事務所から片道60km以上80km未満 2,000円